

2020年3月17日

【代表理事談話】

山梨同友会の会員の皆様へ

山梨県中小企業家同友会

代表理事 北原 正倫

## 『お互いに支えあい、難局を乗り越えよう』

この度の COVID-19（新型コロナウイルス）感染拡大とその抑制対策により、国内外で様々な影響が出ており会員の皆様もその影響を被っていることとお見舞い申し上げます。山梨同友会でも2月26日から3月2日まで会員対象の緊急アンケートを行ったところ、114事業所から回答をいただき、その内「マイナスの影響がある・見込まれる」が8割を超える結果となりました。

また、今後の影響長期化の懸念もある中、中小企業家同友会全国協議会・広浜泰久会長談話においても、『「一社もつぶさない」という気概で』とあるように、それぞれの企業ででき得る限りの努力をすることとお互いに支えあう気概を持ち続けることが大切です。

そこで、会員の皆様に以下の3点を呼びかけます。

### 1. 自社の存続と雇用を守ることを最優先に（全社一丸となって企業存続を）

「いかに環境が厳しくとも経営者には会社を維持・発展させる責任がある」

この『労使見解』冒頭の「経営者の責任」に明示されているように、経営者として全力で問題解決にあたり、企業存続に注力しましょう。そのためにも全社員の力を結集することが大切です。「従業員とその家族の健康を守る」「雇用を守る」ことを明確に示し、共に手を携えてこの難局を乗り越えましょう。

また、特に当面の資金繰りには注意し、十分な資金を準備するとともに、影響が長期化した際の対策を検討しましょう。さらに、今回のことを教訓としたBCP立案をすすめましょう。

### 2. お互いに声をかけ、支えあおう（一人で悩まないで）

会員同士はもとより、会員でなくとも、地域の経営者同士声をかけ合って、また、電話やITツール等を活用し、情報交換や知恵を出しあい励ましあうことで困難な局面を乗り越えましょう。行政等の支援施策も積極的に活用し、不明な点や不安なことは理事や支部幹事、経営相談室の相談員、事務局にご相談ください。また、施策の改善要望等がありましたら至急ご連絡ください。山梨同友会、中同協事務局は関係機関に対して改善要望等の提出を随時実施しております。

### 3. 「国民や地域と共に歩む中小企業」の実践を（悪徳商人にはならない）

かつて第一次オイルショックの際、中小企業家同友会全国協議会は「私たちは便乗値上り惜しみ等をする悪徳商人にはならない」との声明を発表しました。国民生活が困難な局面の今こそ「国民や地域と共に歩む中小企業」として、必要な商品・サービスを提供し、地域の暮らしや経済を守る担い手・インフラとして力を発揮しましょう。また、正確な情報に基づいた冷静な行動を心掛け、過度な自粛ムードにより日本経済・地域経済がこれ以上委縮することのないよう取り組みましょう。

中小企業家同友会は60年以上の長きにわたり、中小企業の諸課題に直面した際に、地域や日本経済のために尽くしてまいりました。今こそ、これまで以上に同友会として、地域社会の一員として、日本経済の一端を担う者として連帯し、今だからできることは何かを考え、たくましくしなやかな経営実践に努めるときです。

「一社もつぶさない」「つかんだ手は離さない」を心に留め、この難局を乗り越えましょう。

**重要なお連絡**

2020年3月17日

山梨県中小企業家同友会

代表理事 北原 正倫

**1 社も潰さない、地域の雇用と暮らしは中小企業家が守る！！**

会員の皆様 この間、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い各社でのご対応、経営計画の見直しなどのご奮闘に心より連帯を申し上げます。先般、感染拡大の防止を目的に3月の行事を全て延期とさせていただきご連絡をいたしました。新年度を前に4月以降の活動・行事の方針を下記の通り、第12回理事会で決定いたしましたのでご連絡申し上げます。

引き続き動向を注視し、会員企業を守る体制を敷いて参りますので、どうかご理解・ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

**① 3月に延期となった、「支部総会」は各支部幹事会の判断で、4月～5月にかけて開催します。****※日程は追ってご連絡します****② 県の第24回定時総会は5月下旬に実施します**

【上記判断の理由】

①国の専門家会議でも「感染拡大を持ちこたえている。3月19日までは引き続き自粛要請とする」との発表があり、また、山梨県でも感染者が2名表出しているため。

**③ 4月3日の合同入社式は「中止」します****◆引き続き、経営相談の体制を強化します**

○**金融相談**、事務局で常時相談体制をとります。日本政策金融公庫甲府支店、山梨県信用保証協会との連携協定をフル活用します。必要があれば、融資に詳しい役員が直接相談に乗り、具体的なアドバイスをします。

○**経営相談室の専門家**（弁護士、社労士、税理士、経営コンサルタント）も対応いたしますので、お気軽にお電話ください。事務局（電話）055-267-8165（携帯）080-3365-9949（メール）[info15@yamanashi.doyu.jp](mailto:info15@yamanashi.doyu.jp) 担当：輿石（こしいし）

※各行事はe.doyuやFAXでご案内いたします。状況を注視し、上記を見直す可能性もございます